計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(3)この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ）ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

ⅱ）一次エネルギー消費量に関する仕様基準　基準省令第１条第１項第２号ロ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

ⅲ）外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準　基準省令第１条第１項第２号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

ⅳ）基準対象外　基準省令附則第４条第１項の規定の適用を受ける場合をいいます。

④　（略）

９．　（略）